

平成16年第5回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成16年12月17日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成16年12月17日（金）午前10時00分開議

- 第 1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第174号）
- 第 2 議案の上程・提案理由の説明（議案第177号～議案第181号）
- 第 3 議案に対する質疑
- 第 4 議案の委員会付託
- 第 5 発議案第20号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	15番	小田純一君
16番	末武栄子君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	39番	葛西博之君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	本間武雄君

46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君
48番	近藤和義君	49番	熊谷 実君
50番	本間勇作君	51番	祝 優雄君
52番	兵庫 稔君	53番	梅澤雅廣君
54番	竹内道廣君	55番	渡部幹雄君
56番	大澤祐治郎君	57番	肥田利夫君
58番	加賀博昭君	59番	岩野 一則君
60番	浜口鶴藏君		

欠席議員（3名）

14番	大谷清行君	21番	加藤 真君
38番	金光英晴君		

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
総務課長	親松東一君	市民課長	清水紀治君
企画情報課長	齋藤英夫君	建設課長	佐藤一富君
水道課長	植野研一君	農林水産課長	斉藤 博君
観光商工課長	齋藤 正君	財政課長	浅井賀康君
社会福祉課長	熊谷英男君	環境保健課長	仲川正昭君
医療課長	木村和彦君	会計課長	粕谷達男君
農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君	教育委員会学校教育課長	古田英明君
教育委員会生涯学習課長	松田芳正君	教育委員長	豊原久夫君
教育長	石瀬佳弘君	選挙管理委員会委員長	林 千隆君
選挙管理委員会事務局局長	仲川敏明君	消防長	加藤侑作君
両津支所長	佐々木文昭君	相川支所長	大平三夫君
佐和田支所長	中川義弘君	新徳支所長	末武正義君
畑野支所長	宇治秀三郎君	真野支所長	逸見政義君
小木支所長	菊地賢一君	羽茂支所長	青木典茂君

赤泊支所長 中 川 逸 郎 君 代 監 査 委 員 表 清 水 一 次 君

事務局職員出席者

事務局長 佐々木 均 君 事務局次長 山 田 富 巳 夫 君
議事係長 中 川 雅 史 君 議 事 係 松 塚 洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員57名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の変更

○議長（浜口鶴蔵君） 会期日程の件について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 昨日の議会運営委員会で決まりましたことをご報告申し上げます。

お手元に会期日程表をお配りしてありますので、ちょっと見ていただきたいのですが、網かけの部分が日程変更になる部分でございます。

まず、本日17日、追加議案の委員会付託の後、発議案の上程、質疑、採決。発議案は、北朝鮮に対して経済制裁を求める意見書の提出であります。

次に、20日午後、産業経済常任委員会を急遽開催してほしいとの議長に対する申し入れがあり、この件については、けさ持ち回りの議運で決めさせていただきました。

次に、24日、最終日、委員会審査報告の後、追加議案の上程、説明、質疑、委員会付託。追加議案の内容は、先般撤回された平成15年度旧市町村及び佐渡市公営企業会計決算を修正の上、再提案するものでございます。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の日程を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の日程を変更することに決定いたしました。

日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第174号）

○議長（浜口鶴蔵君） これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第174号について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） それでは、付託議案について報告いたします。

平成16年12月17日。佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様。総務文教常任委員会委員長、葛西博之。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第174号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。本案は、頸城地方の6町7村が平成17年1月1日付で上越市に編入されることに伴い、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行う必要が生じたので、地方自治法第286条第1項並びに第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第174号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第174号については委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第2 議案の上程・提案理由の説明（議案第177号～議案第181号）

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第177号から議案第181号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、早速議案第177号から181号まで、順を追って提案理由をご説明申し上げます。

議案第177号 佐渡市地域インターネット基盤施設整備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市地域インターネット基盤施設整備工事について、平成16年12月15日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

続いて、議案第178号 佐渡市新世代地域ケーブルテレビ施設整備工事（新穂地区）請負契約の締結について。本案は、佐渡市新世代地域ケーブルテレビ施設整備工事（新穂地区）について、平成16年12月15日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第179号 羽茂浄化センター建設（土木・建築）工事請負契約の締結について。本案は、特定環境保全公共下水道事業羽茂浄化センター建設（土木・建築）工事について、平成16年12月7日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第180号 羽茂浄化センター建設（機械設備）工事請負契約の締結について。本案は、特定環境保全公共下水道事業羽茂浄化センター建設（機械設備）工事について、平成16年12月7日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

最後に、議案第181号 江積線道路改良工事請負契約の締結について。本案は、本年7月6日に締結した江積線道路改良工事請負契約について、のり面の安定を図るため、のり枠工に鉄筋挿入工を追加する必要が生じたもので、当初の請負契約額に1,914万9,900円を追加し、総額1億5,984万9,900円として変更契約を締結するものです。変更後の請負契約が議会の議決に付すべき契約の対象事案となりましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

日程第3 議案に対する質疑

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第177号 佐渡市地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。
廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） ただいま地域イントラネットの工事整備事業計画の工事の概要を見させていただきました。ここに見ますと、地域イントラネット施設をする場所が旧両津市の場合22施設ここに付記されておりますが、これからの将来の情報を発信するという点から考えると、当然観光客が入ってくる佐渡汽船に1台あってもいいような気がするのですが、そういうふうなところが入っていないというのは何か根拠があるのかどうか、聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の施設の布設につきましては、公共施設間を結ぶということでありまして、佐渡汽船の関係につきましては今回想定をしておりませんでした。この関係についてまた必要があれば、この後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 2点ほど質問します。

まず、私の手元には合併特例債充当事業新市建設計画一覧表という中に、地域イントラネットというの

は50億というふうに規定されております。分解して私が見ても20億ぐらいは要らないようになるのではないかとこのように見えていますが、いずれにしてもこれは国の補助事業でございますので、この入札金額でいきますと、予算との関係で国に補助金を返還しなければならないという数字が出るのか、はたまたはみ出すという、つまり超過負担としてこっちが出さなければならないということになるのか、まずその辺の関係についてご説明を願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の入札結果によりまして、当初の設計委託に比べましてかなり低い価格で落札をされました。この関係につきましては、国の方から当初3億7,000万余りの国庫の補助金をいただけるということでありまして、その枠内で計画をしたものであります。かなり低く落札されたということでありまして、この後の対応については補助金交付決定の変更についての協議になるか、あるいはその用途については今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私の聞いておるのは、まず予算上の金額は幾らになる。その予算上の金額で、大体金額では国は2分の1の補助をすると、こうなっております。しかしながら、それは国が言っておるところの補助交付事業範囲内であれば2分の1と。しかし、超過負担で計算をすれば3分の1の補助金になるということは、ずっと今までも議論されてきたところです。だから、私の聞いておるのは、そもそも入札に付すべき予算金額が幾らで、そしてこの落札金額との間にどれだけの差異が生じておるのか。その差異が生じたことが国が言う補助金がどの位置になる、どの数字になるのか。返さなければならぬのかどうかということを聞いておるわけです。もう別にさっきと同じこと聞いておるわけですが、ちょっと正確にお答えください。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回国の方からの補助金額につきましては7億4,536万4,000円の事業費でありまして、その内訳、補助金といたしましては2分の1でありますので、3億7,268万2,000円の補助金の交付を申請をしております。この差額等につきましては、今後また工事の変更等もあるわけでありまして、この後精査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたよくわからないものだから、いいかげんな答弁しておるのだらうと思うのだけれども、今あなたそう言ったでしょう。つまり3億7,000万が国の補助金だということでしょう。ところが、今回の落札価格は3億9,700万ではないですか。そうすれば、多少のこれからの事業費の増減があって、仮に4億と見ましょう。2分の1なら国から2億しか来ないと、こういうふうに読めるのだが、さてしかし国は7億に対して、7億4,000万に対して3億7,000万、約2分の1の補助金やるから、この仕事をやれと、こう言っておるわけです。ところが、国が義務づけたのはそのときは13億の仕事をやれと、こう

言っておる。したがって、私の計算だと、2分の1とは言っておるけれども、事業量からすれば3分の1にしかならないではないかということも議論してきた。さて、今回は7億ではなくて、まさに3億7,000万にちょっとひげが生えた程度の金額でおさまったということは、まさに補助金も半分になると。もっとわかりやすく言えば、補助金の範囲内でできるという話になってしまうが、そう理解すればいいのか、そうではなくて、ここで入札した以外に、俗に言う超過負担として今後出ていかなければならない金があるのかどうか。あるとすればご説明を願いたい、ということ。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

あくまでも補助金の、補助事業の枠内で執行してまいりたいということでありますので、超過負担はないというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これ見ますと、先ほど廣瀬議員が言われたこの表を見ていただきますと、岩首、野浦、片野尾、馬首、浦川、各小学校がありますよね。これ今教育委員会で統合しようという話が出ているところにこれを引くわけですが、これの例えばこれ引いた後統合しましたといった場合、これはどうなるのか。それから、今行政の方の組織をいろいろ考えている中で、本庁に行政の組織ではない佐渡観光協会、それから土木振興協会がありますが、当然それ来年の春になると出ていく。とすれば、佐渡観光協会なんか非常に重要な、行政組織ではなくても、とすればどこへ行くのかめどつけて、先ほどありましたように佐渡汽船のあたりに一応のめどをつけて、そこへも置くとかということは考えられないのか。さらに言いますと、例えばこれをやっておいても、行政組織が変更になった場合お金を少なくして変更が可能なのかどうか、その辺2点聞きます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の接続施設につきましては、国の方に補助申請をしてあります施設のみにとどめるということで、当初考えておりました学校、支所等についての関係であります。この後統合というような形で議論が進められるのかもわかりませんが、現時点では現在ある学校を基本に考えております。仮にこの後統合等のことが話題になったとしても、当然地域の方々との接点で活用できる方法を考えていきたいと考えております。

また、先ほどの廣瀬議員からもお話がありました部分の関係等ではありますが、重複するかもしれませんが、どういう使い道ができるのか、今回の補助対象の中には入っておりませんので、補助対象外で接続することがいいのかどうか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） こういうのが行政の悪いところのむだ遣いのこれ典型だと思うので、残念なことだとは思いますが、補助金がこうしてついたら、近い将来むだになることがわかってもらなければなら

ない。残念だなと思います。これだけお金くれるなら、ほかのところへ佐渡市としては使いたいのだろうと思いますが、ここまで来たらやむを得ないのですが、市長始め総務課長は将来の佐渡市の図面を描いた中で、軽微なお金で有効にこのイントラネットが使えることも念頭に置いてこの事業をしてもらいたいと思いますが、最後に今このほかに、民間が佐渡能楽の里と佐渡病院がありますけれども、このほかに第1次案としては民間にほかにあったかどうか、そこを1点だけ聞いて、終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

補助対象外施設としてはなかったように思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） それでは、私はちょっと入札の結果についてお聞きをしたい。

どうもこのイントラネットに類するシステムの関係では、以前の設計についても、基盤設計についてもとんでもない金額の格差があるというような、こういう入札結果があります。今回もまさにそういう格好の落札結果だと思うのですが、そこらあたりは通常の入札であればこんなに差が出るということないのですが、これどういうことだろう。答えられるかどうかわかりません。私は、素人の疑問点を申し上げますが、中身を見ますと、先ほどから出ているように安く上がった。安く上がったのは事実であります。8億500万の予定価格に対して、落ちたのは3億9,790万ですから、率からいうと49.42%です。半値で落ちたということです。これ私結構なことだと思うのですが、高いところは7億9,000万出しているわけです。これは、ほぼ予定価格に近いのです。そうしますと、この事業というのは仕様書がどうなっているのだろうか。これで仕様書どおりにできるのかどうか。通常はそういうふうに私ら素人思います。ですから、これはあと一社は、これはそれぞれ新潟の業者、7億5,000万とあります。これは、例えば7億9,000万であれば、これは予定価格に対して98%です。それから、あと一社、7億5,000万というのは93%です。2社あります。そして、今落札業者は49.42%、この入札者との間でも半値、倍額なのです。これは、やっぱりちょっと、安くなったことは努力されたと評価いたしますが、経過として非常に疑問だと素人は思います。私もそういうふうに疑問を持っています。ですから、これは答えられるかわかりませんが、この事業は8億500万で予定価格つけているのだから、仕様があってこういうふうにラインを引いたとすれば、これだけ差が出るということについて不都合はないのかどうか。これは、書いてあることをやるのだということに前提に立っていますので、ですがそのあたりについてはそういう疑問点は起きないのかどうか。答えられたら答えてもらいたい、こう思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

今回の入札につきましては、一般競争入札によって実施をさせてもらっておりますので、企業努力によって落札されたというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） それでは、成果品を、成果を出させるわけだが、仕様どおりにやってもらわないと、安くてもできなければ問題が起きるわけでありますから、今後ろの方で、ではこれだけ差があるものは、ではこれだけの価格以下であったら仕事ができないというか、内容がカバーできないという下限価格というのは決められておりますか、これについては、どうです。そういう声も聞こえます。私もそういう疑問持ちますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

今回の地域イントラネット基盤施設整備工事につきましては、新規の事業でもありまして、また条件をつけまして参加資格を募集をいたしました。というのは、一般的には指名競争入札によって行っているのですが、そうした資格を設けるということは光ファイバーのケーブル敷設工事の実績があるかどうかというのがなかなか把握困難でありますので、そうした条件をつけることによって発注者側としても安心して発注できるというようなことから、最低制限価格の制度は設けておりません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんので、議案第177号の質疑を終結いたします。

議案第178号 佐渡市新世代地域ケーブルテレビ施設整備工事（新穂地区）請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第178号の質疑を終結いたします。

次に、議案第179号 羽茂浄化センター建設（土木・建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 1.5件ほどお聞きしたいのですが、0.5件というのはこれ資料、私だけかわかりませんが、次の180号議案と2ページ目が入れかわっています。次のやつが2ページ目に入っています。

それはともかくですけれども、この羽茂浄化センターに関しては、夏ごろまで周辺の一部の方の同意とりとか納得が得られていないということをお聞きしていたのですけれども、その件についてとられたのでしょうか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

羽茂支所長。

○羽茂支所長（青木典茂君） お答えいたします。

一部反対といいますが、同意がいただけなかったのですが、鋭意努力しまして同意いただきまして、今回の入札になりました。よろしく申し上げます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 今村川議員が言われたように、これちょっと私ども専門家ではないので、わかりに

くいのですが、資料が行き違ってよく資料が読めないようになってきていると思うのですが、チェックをしてみてくださいか。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これ一部は私ども委員会にかかわりますから、いいのですが、ここまで説明をいただいてきましたが、77、78、今79号ですよね。そして、ここで私が前々から指摘をしておりました予定価格、この予定価格を入札の結果発表と同時に予定価格を発表するというふうになっているのです。これをなぜ事前にできないのか。できない理由は、まず何なのか。というのは、この中を見ると、最初の77号だけは予定価格を上回った人はいません。ところが、ほかのものはすべてあるのです。それから、甚だしいのは、辞退がいっぱい出てきています。こういうものを合わせて、やはりこれは積算の方法、それからやる気がないのかどうか、そういうこともあるわけでしょう。そうすれば、参加をする時点のときに、指名をする段階で精査をしなければならないのではないですか。せっかく入札があって、そこに参加をする。仕事をとりたいたいという意思で参加をするのでしようが、もし予定価格を超えて入札をするような人はやる気がないということでしょう。そうではないのですか。それから、辞退をする人、これもやる気がないわけだ。その人たちを次に入札を加えること自体おかしいと私は思うのです。そしたら、事前に予定価格を発表すれば、何にも問題はないと思うのです。入札をやることで問題は一つもない。ですから、事前に予定の価格を発表して、そして非常に多くの差のあるもの、こういうものについてはどういう積算をしたのか、例えば管理費とか共通費みたいなものはどんなものなのか。直接工事費は幾らで見たのか。そういうところまで踏み込んで精査をしなければならないと私は思う。今後私は委員会ではやりますけれども、そうしなければ入札の意味がない。77号のように、競争して安くやってくれる。これはありがたいことです。しかし、どういう積算をしておるのかという精査もしなければならないでしょう。そういう精査がまずなされておるのかどうかあわせて、なぜ予定価格を事前に発表することが不都合なのか、その辺聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えをいたします。

入札の制度につきましては、前回の委員会等でもお話をいたしました。平成17年度の入札制度につきまして、現在その方法、これ基準を含めまして入札契約制度全体に対して見直しをしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 不都合なものは、どんどん変えればいいではない。そんな手間がかかるものではない、そんなもの。

それから、では大きく下回って、今制限価格を設けないというようなものもありましたが、その場合にはどういう積算で持ってきたのかという精査をしておるのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

入札の執行段階におきまして問題等がある場合において、そのチェックするために工事内訳書の提出は一般競争入札の場合においては求めております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） この羽茂浄化センターの工事においては、一部未同意の方がおられたわけで、先ほども努力をして同意を得られたということをお伺いしましたが、何名反対の方がいて、どういう経過で工事に至ることになったか、そしてまた約束事があるのか、お伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

羽茂支所長。

○羽茂支所長（青木典茂君） お答えいたします。

未同意者は、その当時は3名おりました。その後お話し合いをしまして、同意したのですが、約束というものはございません。ただ、覚書として、将来にわたって不都合な場合には、その時点でお互いに誠意を持って話し合うということは申し合わせております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これで議案第179号の質疑を終結いたします。

議案第180号 羽茂浄化センター建設（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第180号の質疑を終結いたします。

次に、議案第181号 江積線道路改良工事請負契約の締結についての質疑を許します。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） ただいま上程されました江積線の件でございますが、ご存じのように変更が出てきたと。変更金額は、当初の事業落札金額の1割以上の変更であります。そういったことを見ますと、なぜそういったものが事前設計の中で気がつかなかったのか。下に設計者、平成測量、中川浩二なるものがやったということになっておりますが、この事業を設計段階でなぜ1割以上もの増額をしなければならないというような事件が起きるといようなことが事前察知がなぜできなかったのか。そして、やってみたら実は不問であったとか、これは大変だからということで設計変更といようなことをして、設計事業をやっておりますが、これは私はまさに無理が通れば道理が通るといような話になりかねない。要するにそのために設計屋といようなものがあって、現地調査をしっかりとって、その上で事業計画を立てて、そして理事者に上がってきて、発注行為といようなものがなされておると、そう認識するのが当たり前だと思うのです。ところが、こういうのがよくああいうローカルへ行きますと思わぬといようなことでそういうものが出がちだとは理解はいたしますけれども、しかし1,900万といような増額の変更が出るなんて

いうことはまさに考え物だと。しかも、見るとのり面の工法の面積がふえたり、鉄筋挿入工の金額がふえたり、こんなことは設計段階でまともな設計をやっておればおおむねわかるはずです。それがこういう格好で変更になってくる。また、それを変更を認めたと。認めたとという理由とこういう状況に至ったという結果をご説明いただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

本道路の今回の変更につきましては、大澤議員のご指摘のように、当初こういったのり面の安定工法につきましては、設計の段階でこういうことが予想される場合には設計の段階で見ていくということが必要であることは十分承知しておりますが、何分のり面のいわゆる掘削に伴いましては土質等の関係、それから掘削してみてもどうしてもついでる、いわゆる崩壊が生ずるという場合があります。この江積線に限らない、道路改良しておりますとこういったのはほかにもございます。これは、いわゆる特一事業と申しまして、公共でやっておる事業でもございます。いわゆる過度な設計といいますか、必要以外の設計というのが規制されておりますので、いわゆる現場で施工する過程でこういったことが生ずるといことはほかにもございます。そういったもので、今回のり砕工ということで鉄筋挿入を追加しなければどうしてもり面がおさまらないということになったものでございます。ご理解をひとつお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 課長がおっしゃったことは、恐らくここに議席持っている人は大概わかる話ですが、これ地元の人です、この設計屋も。やっぱり設計屋が現地を立ち会って、現場を見てから本来設計をするというのがこれ基本でしょう。そのときに、こののり面だと崩壊のおそれがあるとか、危険性があるなんていうことは当然判断ができるはずですよ。そういうことをやらなかったということは、この設計屋のやっぱり監視体制というか、チェックの甘さが私ここに出てきているのだと思います。公共事業だから、いざやってみたら危険が出てきたから、追加すればこんなものは何ともなるのだというあしき慣行が課長が今申し上げるような当たり前のルールになってしまっておるのです。これうち建てるときにこんなことやったら、建築になればこんなもの許可にならないでしょう。やってみたけれども、土台が下がったものだから、慌てて補充土台を入れなければならぬから、追加事業費を下さいなんて言ったって、こんなもの絶対出てきません。よく言う土建屋は土に埋めてしまえばあとはわからないというようなまさに不文律がある世界なのです。ですから、設計屋に対して設計をやらせるときに、現地をよく見ろと。そして、現地を見て、しっかりした結果を出した上でその設計をやってくれと。これは、もちろん当然言っておるのだと思いますけれども、こういったことはよく注意をしないと、これが違法行為だとか違法工事だとかということは私は指摘しませんが、無理が通れば道理が通る、その切り札は何だかといったら安全だという、人の命だというようなことにすりかえてしまう。そんなことは、やっぱり財源のむだ遣いというようなことも考えながら、やっぱり反省していただきたいと、こういうお願いをしておきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第181号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案の委員会付託

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま議題となっております議案第177号から議案第181号まではお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

日程第5 発議案第20号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第20号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔54番 竹内道廣君登壇〕

○54番（竹内道廣君）

発議案第20号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年12月17日

提出者	佐渡市議会議員	竹内道廣
賛成者	〃	梅澤雅廣
〃	〃	渡部幹雄
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	本間千佳子

北朝鮮に対して経済制裁を求める意見書

第三回日朝実務者協議で、北朝鮮の横田めぐみさんの夫と称する人物から提供されためぐみさんの遺骨とされたものは、DNA鑑定の結果、全く別人のものであることが確認された。

このことは、横田めぐみさんをはじめ、曾我ミヨシさん他の拉致された多くの日本国民が北朝鮮で生存していることを証明するものである。

北朝鮮のかかる行為は、日朝平壤宣言に違反するものであり、わが国及び日本国民を欺くものである。曾我ひとみ・ジェンキンスさん一家が共に生活する佐渡市民としては、北朝鮮のこの行為を断じて許すことはできない。

よって国会並びに政府、新潟県においては、この度の北朝鮮の態度を厳しく糾弾することはもとより、食糧支援の中止、万景峰92号の入港差し止めなど、北朝鮮に対する経済制裁を発動するとともに、拉致された曾我ミヨシさんをはじめ、拉致被害者の一刻も早い救出と拉致事件の真相究明をされるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

拉致被害者の心中をお察しいただきまして、ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第20号 意見書の提出についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） こういう意見書は、議会の資質が問われる。どれだけ力があるかということが問われる。

そこで、本来ならこうしなければならないでしょう。この意見書と同時に、加賀博昭の質疑という内容も向こうへ送ってやってもらう。どういうふうにするべきかということなのです。前段、「断じて許すことはできない」、これは気持ちでそのとおり。その後だ。「よって国会並びに政府、新潟県においては、この度の北朝鮮の態度を厳しく糾弾することはもとより、食糧支援の中止、万景峰92号の入港差し止めなど、北朝鮮に対する」、その次が大事なのだ。経済制裁の発動も辞さない決意を持って平壤宣言の完全履行を求めて交渉するよう、そして曾我ミヨシさんを始め拉致被害者の、後は皆さんのとおり。なぜ私がこういうことを言うか。北朝鮮という代物は、国は、大体軍部が拉致特別班というものを掌握しておると言われておる。軍の庇護のもとに行動しておる。だから、北朝鮮政府といえども、その部分については手を差し込められない。かつての日本陸軍のようなどころがあると言われておる。したがって、平壤宣言というものを完全履行させるには、あの壁の後ろに隠れておるやつを連れてきて、これと厳しくやらなければならない。その頂点に立っておるというのが將軍様と言われる人だろう。ならば、これとあなた平壤宣言を本当にやるのであれば、平壤宣言の履行をしてもらわねばいかないよ、こういう平壤宣言を盾にとった交渉を厳しくやって、それをやらなければ私どもは経済制裁も辞さないぞということやらなければならない。地方議会としては、そうやってしっかりやれと政府のしりをたたくというのが私は本筋だろうと思っておる。小泉総理というのは、いいかげんな総理大臣だと私かねがね思っておる。自民党の連中はささっとやれるのはやれやれと、制裁やれと、こう言っても、そこはちょっとやりにくいなと、こう言っておるのは多分その辺だろうと思うのです。ならば、これは政府に対する意見書でございますから、しっかり交渉やって、私ども国民が願うのは拉致被害者を返してよこせと、この1点で効率的な交渉と対策を立てると、こう主張するのが地方議会の私は良心であり、主張であらなければならないと思うから、これは検討してもらえるのであれば、そういう文言を入れてしっかりした方がいいなと、こう思うのですが、これは質問でございますので、提案者から今の質問に答えてもらうよりほかない。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） ご指摘をされた箇所ではありますが、発動も辞さない決意と、こう変える方が望ましいと、こう言っておりますが、本議会で今求めているのは経済制裁を求める意見書でありますので、そのような文を変えますと、極めて弱い意見書になってしまうと私は感じるのとあります。ご指摘されることもなるほどごもっとも、うちの私がこれ市長に出す意見書であれば、あなたのやり方もいいと思うのですが、政府に対して私どもが出すのとありますから、それに当たっては当然政府、内閣総理大臣はそれなりの決意を持って臨んでいって、最終決定をするのだと思いますので、私どもは牽制を込めて強い主張でさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第20号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第20号を原案のとおり決定することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

発議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時59分 散会